

令和6年4月から ごみと資源の出し方や品目が変わります



プラスチック類の出し方が変わります

	令和6年3月まで	New! 令和6年4月から
区 分	地域の資源回収品目	プラスチック類
回収頻度	月 1 回(地域の資源回収)	週 1 回 (別紙一覧のとおり) ※地区境の回収場所は、曜日が異なる場合があるため、収集場所の看板をご確認ください
回収場所	資源回収ステーション	燃えるごみの収集場所
出 し 方	回収容器に入れる  	中身が見える袋に入れて口をしぼる 
回 収 するもの	トレイ プラスチック製容器(食品用) 発泡スチロール ペットボトルキャップ	プラスチック類 ※次のページ「○プラスチック類に出せるもの」と「×プラスチック類に出せないもの」を参照
そ の 他	上記品目の地域での資源回収は令和6年3月末で終了します	リサイクルプラザへの直接搬入もできます

プラスチック類の出し方

① 汚れたものは水ですすぐ



② 中身が見える透明または半透明の袋に入れる
※袋に入れるときは、二重袋にしないでください

二重袋とは…小さい袋にプラスチック類を入れてから、出す際に使用する袋に入れること



③ 決められた曜日に燃えるごみの収集場所に出す
カラス除けネットがある収集場所では、ネットの内側に入れて、朝8時までに出しましょう



乳白色のレジ袋、黄色の指定ごみ袋は不可です



食品用プラスチック容器の「店頭回収」について

イトーヨーカドー知多店、マックスバリュ知多新知店で実施している食品用プラスチック容器の店頭回収は、令和6年4月以降も継続して実施します。

○プラスチック類に出せるもの

トレイ・プラスチック製容器(食品用)・発泡スチロール
その他のプラスチック製容器包装( マークがあるもの)

- ・ペットボトルなどのラベル、キャップ
- ・果物、みかん、玉ねぎなどのネット
- ・パン、野菜、お菓子などの袋
- ・シャンプー、洗剤などのボトル



プラスチック製品

- ・ざる、ボウル、弁当箱、タッパー
- ・コップ、お椀、スプーン、フォーク
- ・クリアファイル、下敷き、定規、CD、DVD
- ・バケツ、洗面器、お風呂のいす、歯ブラシ など



×プラスチック類に出せないもの

- ・汚れが落ちないもの
- ・1辺の長さが50cm以上のもの
- ・厚さが5mm以上のもの
- ・電気、電池で動くもの
- ・火災のおそれがあるもの(リチウムイオン電池内蔵のものなど)
- ・注射器など感染のおそれがあるもの
- ・刃物などけがのおそれがあるもの



ペットボトルの分別の仕方



キャップ、ラベル
(プラスチック製容器包装)

週1回の
プラスチック類の回収へ

ペットボトル【本体】

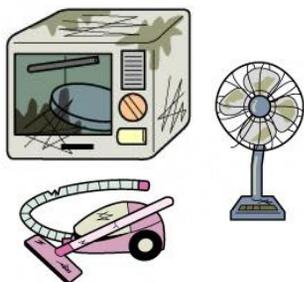
引き続き月1回の地域の資源回収へ



リサイクルプラザに持ち込める資源の品目を拡大

小型家電

< 2月から先行実施 >



回収するものを、電気・電池で動く製品全般に拡大

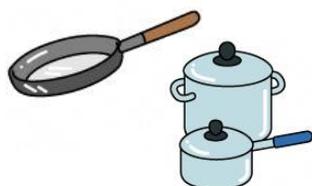
【例】 電子レンジ・炊飯器・掃除機・空気清浄機・扇風機 など

【対象外】・家電リサイクル対象品

- （エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）
- ・木製のものを含むもの（木製スピーカーなど）
- ・石油などを使用するもの（石油ストーブなど）
- ・フロンを使用するもの（除湿機など）

金属類

< 2月から先行実施 >



回収するもの：金属製品、大半が金属でできているもの

【例】 なべ・やかん・フライパン・工具類 など

【対象外】・金属以外の異素材の割合が多いもの

- ・刃物などの危険を伴うもの
- ・スプリング入りマットレス・耐火金庫 など

羽毛布団

< 2月から先行実施 >



回収するもの：羽毛(ダウン)率50%以上の羽毛布団

【対象外】 濡れているもの

刈草

< 4月から実施 >



回収するもの：自宅の庭などの草

【注意事項】・家庭の草を、ご自身で刈ったものに限ります

- ・土は払い落とし、乾燥させてください
- ・1日の搬入は、軽トラック1台相当までとします

剪定枝とは分けて
ください!!

木製家具

< 4月から実施 >



回収するもの：木でできた家具

【例】 たんす・棚・サイドボード・テーブル・いす など

【注意事項】・ガラス・布・紙などは取り除いてください

大型プラスチック製品

< 4月から実施 >



回収するもの：一辺が50cm以上のプラスチック製品

【例】 衣装ケース・ポリバケツ・洗濯かご など

【対象外】・プラスチック以外のものが含まれるもの

- ・電気・電池で動くもの(⇒小型家電)
- ・♻️マークがあるもの(⇒プラスチック類)



粗大ごみ1個からの戸別収集

予約制・毎週 水曜日

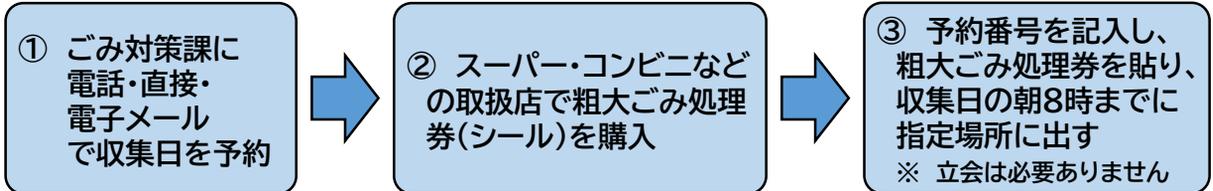
粗大ごみを西知多クリーンセンターに直接搬入することができない方を対象に、令和6年4月から、粗大ごみ1個からの戸別収集を開始します。

収集日:毎週水曜日(祝日・年末年始を除く) 要予約

手数料:1個 550円

収集場所:自宅の駐車場、庭先など、収集車両が横付けできる場所

集合住宅・自宅前の道幅が狭い場合は、市と調整して決定した場所



※予約方法や制度の詳細は新たに配布される「ごみと資源の出し方冊子」などをご覧ください



西知多クリーンセンターでのごみの受け入れ開始

令和6年4月から、東海市と共同の新ごみ処理施設「西知多医療厚生組合 西知多クリーンセンター」でのごみの受け入れを開始します。

知多市清掃センターでのごみの受け入れは、令和6年3月末をもって終了します。



- 場 所: 知多市北浜町11番地の4(知多市清掃センターと同一敷地内)
- 受付時間: 月曜日～土曜日 午前9時～午後4時
※日曜日・年始(1月1日～3日)は休み
※祝日(1月1日を除く)は搬入可能
- 搬入できるもの: 家庭系ごみ(燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ)
事業系ごみ(一般廃棄物に限る)
- 料 金: 家庭系ごみ 10kgまでごとに 85円(税込)
事業系ごみ 10kgまでごとに 200円(税込)
- 電話番号: 西知多医療厚生組合 0562-32-2030

※ 清掃センターの資源置場も廃止され、資源の持ち込みも終了します。今後は、リサイクルプラザをご利用ください。

お問い合わせ: 知多市環境経済部ごみ対策課(リサイクルプラザ内) 電話: 0562-55-0300